

令和7年1月23日

# まちづくり委員会資料

公園内における喫煙の取扱いに係わる  
都市公園条例改正の方向性について

建設緑政局

## 1. 条例改正の経過・内容について

### (1) 背景・目的

- 公園における喫煙は利用者のマナーとして看板等他の利用者への配慮をお願いしていた。
- 望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面や吸い殻のポイ捨ての改善を図り、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保する。
- 条例を改正し、禁止行為として明文化することで、効果的な周知、是正指導を行い、実効性を担保する。



<公園の注意看板>



<試行実施の様子>



<パブコメ時の喫煙所広報>

### (2) これまでの経過

時期	取組内容
R6年2月9日	試行実施について報告 (まちづくり委員会)
R6年3月1日～4月30日	市内6公園において禁煙化の試行実施
R6年8月29日	試行結果・パブコメ実施について報告 (まちづくり委員会)
R6年9月10日～10月10日	パブリックコメント実施
R6年11月22日	パブコメ実施結果について報告 (まちづくり委員会)

### (3) 条例改正の内容

**都市公園条例第4条において規定する都市公園で禁止する行為として、「喫煙（健康増進法第28条第2号に規定する喫煙をいう）」を加えます。**  
 ※ただし、指定された場所（常駐管理者のいる公園で設置された喫煙可能スペース等）での喫煙は除きます。

<川崎市都市公園条例(抜粋)>  
 (行為の禁止)  
 第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- 施設を損傷し、又は汚損すること。
- 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 土地の形質を変更すること。
- 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- 立入禁止区域に立ち入ること。
- 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- 公園をその用途以外に使用すること。
- 前各号のほか、都市公園の管理に支障がある行為をすること。

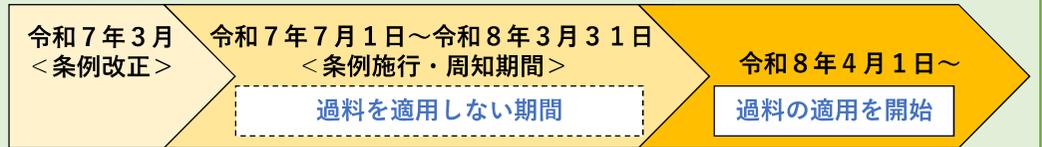
## 2. 過料について

<川崎市都市公園条例(抜粋)>  
 (過料)  
 第28条 第4条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者に対しては50,000円以下の過料を科する。

### (1) 適用時期

過料を適用するには、各公園への周知看板設置や広報により、本取組への理解と「公園内は原則禁煙」であるという認識を市民へ浸透させることが必要。  
 ⇒条例施行から令和8年3月31日までの間を、新たな禁止行為の周知期間として、「喫煙」を過料適用の対象外とします。

### <過料適用のイメージ>

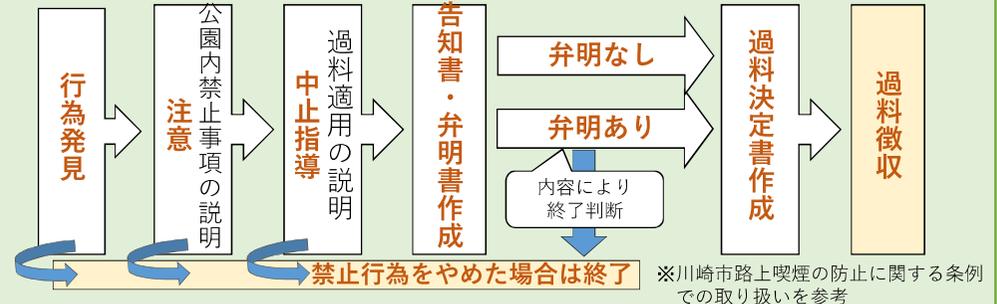


### (2) 過料適用の運用方法(案)について

#### ア 公園巡回指導員等による指導

- 公園巡回指導員（会計年度職員）
  - 各区役所道路公園センター職員
  - 建設緑政局緑政部みどりの管理課職員
- ※罰則規定に係る業務を行う際は、トラブル防止のため、職員2人以上（公園巡回指導員1人含む）で実行することを想定。

#### イ 禁止行為を発見した場合の過料適用の流れ



#### ウ 過料の設定

路上喫煙防止条例における過料(2,000円)とのバランスを考慮する。

上記ア～ウの詳細については、  
 条例改正後、令和8年4月1日の過料適用までに規則等の整備を行う。

## 3. 条例等で過料を規定している事例

### 川崎市路上喫煙の防止に関する条例

#### (1) 条例

(目的)  
第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)  
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙 道路、川崎市駅前広場占用条例(昭和38年川崎市条例第20号)第3条に規定する駅前広場その他の一般交通の用に供する場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(路上喫煙防止重点区域)  
第6条 市長は、市民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上喫煙を特に防止する必要があると認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。

(重点区域における路上喫煙の禁止)  
第8条 市民等は、重点区域において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(罰則)  
第10条 第8条の規定に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。

#### (2) 規則

(路上喫煙防止指導員)  
第4条 条例第10条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。

2 路上喫煙防止指導員は、市長が任命する。  
3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、路上喫煙防止指導員証(第1号様式)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(告知及び弁明の機会の付与)  
第5条 市長は、条例第10条の規定により過料を科すときは、告知書・弁明書(第2号様式)により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

(過料)  
第6条 市長は、条例第10条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書(第3号様式)を交付するものとする。

2 条例第10条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

#### (3) 過去3か年の適用実績

令和3年度：1件 令和4年度：2件 令和5年度：3件

## 4. 利用者への周知について

- (1) 周知期間  
条例改正後、速やかに開始
- (2) 周知の方法
  - ・公園内原則禁煙化のポスター・看板の作成、公園内への順次設置
  - ・公園巡回指導員によるチラシ配布、声掛けの実施
  - ・管理運営協議会・公園緑地愛護会・町内会等の関係団体への説明
 ※都市公園条例第3条に基づく公園内の行為許可を受け、地域の行催事や公園を利用したイベント等で主催者が一時的に設けた喫煙スペースでの喫煙は対象から除くことも併せて周知します。
- (3) 周知看板のイメージ(案)



<横浜市ポスター>



<札幌市ポスター>



<足立区ポスター>

## 5. 今後のスケジュール

時期	内容
令和7年2月	・都市公園条例改正の議案提案
条例改正～ 令和7年6月	・公園内原則禁煙化の看板設置・周知・啓発 ・喫煙可能スペースについて常駐管理者と協議・設置
令和7年7月1日～ 令和8年3月31日	・条例施行(過料の適用はなし) ・公園巡回指導員によるパトロール ・公園内原則禁煙化の看板設置・周知・啓発
令和8年4月1日～	・過料適用の開始 ・引き続き、公園巡回指導員によるパトロール ・引き続き、公園内原則禁煙化の看板設置・周知・啓発